

## 平成30年度 第7回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：平成30年10月10日（水）午後1時

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会室

3. 出席委員：農業委員10名

1番 藤 平 清 子 君	農地利用最適化推進委員 9名
2番 浅 野 敬 司 君	1番 渡 邊 通 君
3番 吉 田 和 嗣 君	2番 大 塚 康 夫 君
4番 小見川 清 君	3番 長 沼 一 美 君
5番 柳 生 利 幸 君	4番 齊 藤 正 義 君
6番 吉 田 修 夫 君	5番 横 田 親 雄 君
7番 小 泉 治 久 君	6番 栗 山 繁 君
8番 横 張 清 彦 君	7番 野 口 裕 司 君
9番 青 山 和 泉 君	9番 中 山 進 君
10番 山 崎 久 司 君	10番 柳 生 均 君

4. 欠席委員：なし

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第2号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）の了承について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第4号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明（市街化区域）の発行について（農地法第5条届出）

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 高橋 範夫 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後1時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長： 本日の出席委員は19名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、1番藤平清子委員・2番浅野敬司委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

＜議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について＞

議 長： 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、境界未確定のため、11月総会時に再申請となります。

整理番号2番、申請日9月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、2筆、面積合計5aです。転用理由は、自己用住宅を建築するためです。転用計画は自己用住宅です。工事期間は許可の翌日から平成31年3月18日までです。契約内容は所有権移転の売買です。

整理番号3番、申請日9月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積1aです。転用理由は、駐車場の確保です。転用計画は駐車場です。工事期間は平成30年11月1日から平成30年12月20日までです。契約内容は所有権移転の贈与です。

整理番号4番は、取下げとなりました。

整理番号5番、申請日9月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積1aです。

整理番号6番、申請日9月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、2筆、面積合計1aです。

整理番号7番、申請日9月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積6aです。

整理番号8番、申請日9月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積1aです。

整理番号9番、申請日9月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積1aです。

整理番号5番から9番、転用理由は、駐車場の確保です。転用計画は駐車場です。工事期間は平成30年11月1日から平成30年12月20日までです。契約内容は所有権移転の贈与です。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号2番を、8番横張清彦委員、3番・5番から9番を5番柳生利行委員、お願いいたします。

8番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、管理休耕中の農地でありました。隣地境界についても確認がとれていることや、周辺農地への影響を懸念することがないため、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

5番： 整理番号3番・5番から9番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、管理休耕中の農地でありました。隣地境界についても確認がとれていることや、周辺農地への影響を懸念することがないため、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

**<議案第2号 現況確認証明の発行について(非農地証明)>**

議長： 続いて、議案第2号 現況確認証明の発行について(非農地証明)を議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 現況証明の発行について

整理番号1番、申請日9月25日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は12a、阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は2a、用途は登記申請(地目変更)の為で、現況写真(非農地)国土院平成6年11月9日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を3番吉田和嗣委員お願いいたします。

3番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。現地は庭園及び駐車場として20年以上利用してきたため、農地にもどせる状態ではありませんでした。また、平成6年の航空写真からも、庭園及び駐車場としての確認がとれることから、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第2号 現況確認証明の発行について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

**<議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>**

議長： 続いて、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が7a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、3年の新規設定です。

整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が13a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、3年の新規設定です。

整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、2筆、面積合計が35a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、10年の新規設定です。

整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が12a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、10年の新規設定です。

整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、3筆、面積合計が83a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5年の新規設定です。

整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、5筆、面積合計が25a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、1年の再設定です

整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が30a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は花卉で、5年の新規設定です。

整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が24a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は花卉で、5年の新規設定です。

整理番号9番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が13a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は花卉で、5年の新規設定です。

整理番号10番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が24a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は花卉で、5年の新規設定です。

- 議 長： 説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
- 9番： 整理番号7番から10番の利用権の内容の花卉とは、具体的に何になりますか。
- 事務局： グラジオラスです。
- 9番： グラジオラスは、連作が出来ないと思われ、休耕になってしまう可能性が考えられるではありませんか。
- 事務局： 借り手は、親元就農者で、現在、認定新規就農者の申請中です。16日（火）審査会開催予定です。その際に確認させていただきます。
- 議 長： 説明は以上です。他、質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

#### <議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について

（農地中間管理事業）>

- 議 長： 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を議題と致します。  
事務局説明をお願いします。
- 事務局： 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）  
6～8ページの通り、〇〇地区（地域集積）63件、貸し手32名、面積合計1,459aです。9ページの通り、〇〇地区（地域集積）12件、貸し手10名、面積合計206aです。10ページの通り、経営転換22件、貸し手3名、面積合計229aです。
- 議 長： 説明は以上です。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を採決いたします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

#### <議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による

農用地利用配分計画（案）の了承について>

- 議 長： 続いて、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）の了承についてを議題と致します。

追原地区（地域集積）整理番号45番が農地利用最適化推進委員1番渡邊通委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）の了承について

11～13ページの通り、〇〇地区（地域集積）63件、借り手15名、面積合計1,459aです。14ページの通り、〇〇地区（地域集積）12件、借り手2名、面積合計206aです。15ページの通り、経営転換22件、借り手4名、面積合計229aです。

議長： 説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）の了承についてを採決いたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

（農地利用最適化推進委員1番渡邊通委員 入室）

#### <報告事項>

議長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局： 報告事項

- 1、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 2、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 3、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 4、農地の競売・公売参加に対する買受適格証明（市街化区域）の発行について（農地法第5条届出）

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

平成30年10月10日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局： 報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は2件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第1号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は15件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第2号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は10件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務

局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第3号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第4号農地の競売・公売参加に対する買受適格証明（市街化区域）の発行について（農地法第5条届出）案件は2件です。  
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第4号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。

#### <その他>

議長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事務局： その他（事務連絡）

① 活動報告

○10月 2日（火）から3日（水）麦種子の配布

② 今後の予定

○10月13日（土）ソフトボール大会 牛久市

○10月16日（月）県農：会長・局長会議

○10月19日（金）里芋堀

○10月20日（土）さわやかフェア準備

○10月21日（日）さわやかフェア

サンクラブ 農業体験 10月18日（木）23日（火）～26日（金）

③ 現地調査及び総会の予定

○11月現地調査 11月8日（木）当番農委 3番 吉田和嗣委員

当番農委 4番 小見川清委員

○11月定例総会 11月9日（金）午後3時から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後2時10分 閉会

議長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印